

10 諮問機関

(1) 介護保険運営協議会

介護保険運営協議会は、高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画に関する事項、その他介護保険事業の運営に関する重要な事項について審議するために設置されている区長の附属機関である。被保険者8人以内、医療保険者の職員1人以内、医療従事者1人以内、福祉関係団体の職員または従事者6人以内、介護サービス事業者の職員7人以内および学識経験者2人以内の計25人以内で構成され、委員の任期は3年である。平成30年度に第7期の協議会を発足し、令和元年度は3回開催した。

令和元年度審議事項

回数	開催日	主な内容
第3回	令和元年5月23日	<ul style="list-style-type: none"> ①第7期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の主な取組事業の進捗状況報告 ②第2次みどりの風吹くまちビジョンについて ③練馬区介護・障害福祉人材労働実態調査の調査結果について ④平成30年度保険者機能強化推進交付金の評価結果および交付額について ⑤特別養護老人ホームの開設について
第4回	令和元年7月24日	<ul style="list-style-type: none"> ①第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について ②高齢者基礎調査等について ③国有地を活用した特別養護老人ホームの整備事業者の選定結果について
第5回	令和元年10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ①第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る諮問 ②第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に向けた調査について ③高齢者基礎調査について ④検討課題と分科会の設置について ⑤国における介護保険制度の見直しの動向について ⑥看護小規模多機能型居宅介護事業所等の開設について ⑦特別養護老人ホームの開設について ⑧特別養護老人ホームの整備計画について ⑨都市型軽費老人ホームの整備計画について ⑩介護保険事業計画における計画値と実績値の比較について

練馬区介護保険運営協議会委員

令和2年4月1日現在

選出区分	氏名 (敬称略)	所属
被保険者 (8人以内)	井上 昌知	公募委員 (春日町在住)
	岩月 裕美子	公募委員 (高野台在住)
	腰高 文子	公募委員 (中村北在住)
	嶋村 英次	公募委員 (中村在住)
	関 洋一	公募委員 (三原台在住)
	高原 進	公募委員 (光が丘在住)
	竹中 直子	公募委員 (東大泉在住)
	中村 正文	公募委員 (光が丘在住)
医療保険者 (1人以内)	※選任中	
医療従事者 (1人以内)	高橋 薫	練馬区医師会 在宅医療部介護保険対策担当理事
福祉団体の 職員または 従事者 (6人以内)	大羽 康弘	練馬区社会福祉協議会 常任理事・事務局長
	長谷川 和雄	練馬区民生・児童委員協議会 代表副会長
	増田 時枝	練馬区老人クラブ連合会 会長
	林 紀雄	南大泉地域包括支援センター センター長
	福島 敏彦	練馬区社会福祉事業団 理事長
	山下 越子	練馬区シルバー人材センター 会長
介護サービ ス事業者の 職員 (7人以内)	中村 哲郎	医療法人財団 秀行会 理事長
	中迫 誠	田柄特別養護老人ホーム 施設長
	大嶺 ひろ子	大泉学園高齢者グループホーム まささんの家 ホーム長
	石黒 浩	居宅介護支援事業所ベスト・ケアー練馬ステーション 事業部長
	齋藤 弘	辻内科循環器科歯科クリニック リハビリテーション部 部長
	酒井 聖	ユーアイケアセンター 事業所長
	小川 良馬	(有)小川材木店 取締役
学識経験者 (2人以内)	◎市川 一宏	ルーテル学院大学 教授 学術顧問
	○内藤 佳津雄	日本大学文理学部 教授

※◎：会長 ○：会長代理

※任期 3年間 (平成30年7月1日～令和3年6月30日)

(2) 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために設置している区長の附属機関で、平成 18 年度の介護保険制度改正により設置された。構成は、被保険者 6 人以内、居宅サービス等の利用者等 1 人以内、医療従事者 2 人以内、保健福祉関係団体の職員または従事者 5 人以内、指定居宅サービス事業者等の職員 4 人以内、学識経験者 2 人以内の計 20 人以内であり、区長が委嘱し、任期は 3 年である。本会は、区長の求めに応じて、地域包括支援センターの設置、運営に関する事項、その他適切、公正かつ中立な運営を確保するために必要な事項について協議し、意見を述べる。現在、地域密着型サービス運営委員会の委員と兼任し、同時開催しており、令和元年度は 3 回開催した。

令和元年度審議事項

回数	開催日	主な内容
第 1 回	令和元年 7 月 26 日	①平成 30 年度練馬区地域包括支援センター事業実績について(報告) ②令和元年度(平成 31 年度)地域包括支援センター事業計画について
第 2 回	令和元年 11 月 14 日	①令和元年度第 1 回地域ケア推進会議について
第 3 回	令和 2 年 1 月 16 日	①地域包括支援センターの事業評価について ②練馬区公共施設等総合管理計画[実施計画]〈素案〉について ③第 8 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

(3) 地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービス運営委員会は、地域密着型サービスの適正な運営を確保するために設置している区長の附属機関で、平成 18 年度の介護保険制度改正により設置された。構成は、被保険者 6 人以内、居宅サービス等の利用者等 1 人以内、医療従事者 2 人以内、保健福祉関係団体の職員または従事者 5 人以内、指定居宅サービス事業者等の職員 4 人以内、学識経験者 2 人以内の計 20 人以内であり、区長が委嘱し、任期は 3 年である。本会は、区長の求めに応じて、地域密着型介護(介護予防)サービス費の額、事業者の指定、サービス従業者に関する基準および事業の設備および運営に関する基準、その他地域密着型サービスの適正な運営を確保するために必要な事項について協議し、意見を述べる。現在、地域包括支援センター運営協議会の委員と兼任し、同時開催しており、令和元年度は 3 回開催した。

令和元年度審議事項

回数	開催日	主な内容
第1回	令和元年7月26日	①地域密着型サービス事業者の指定について ②地域密着型サービス事業者等の指定更新について
第2回	令和元年11月14日	①練馬区と西東京市との地域密着型サービス事業者の指定に関する協定について ②地域密着型サービス事業者等の指定について ③地域密着型サービス事業者の指定更新について
第3回	令和2年1月16日	①指定地域密着型サービス事業者の指定について ②指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について ③地域密着型サービス事業者の公募について ④第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

練馬区地域包括支援センター運営協議会・練馬区地域密着型サービス運営委員会委員

令和2年4月1日現在

選出区分	氏名（敬称略）	所属
被保険者	荒井 亮三	公募委員（西大泉在住）
	飯塚 裕子	公募委員（関町南在住）
	江幡 真史	公募委員（石神井町在住）
	田中 節子	公募委員（貫井在住）
	服部 美佐子	公募委員（光が丘在住）
	堀 立夫	公募委員（田柄在住）
居宅サービス等の利用者等	岩橋 栄子	公募委員（旭町在住）
医療従事者	高橋 薫	練馬区医師会 理事
	蓮池 敏明	練馬区歯科医師会 理事
保健福祉関係団体の職員または従事者	會田 一恵	練馬区薬剤師会 理事
	後藤 正臣	東京都柔道整復師会練馬支部 副支部長
	芹澤 考子	練馬区民生児童委員協議会 光が丘地区会長
	千葉 三和子	練馬区社会福祉協議会 権利擁護センターほっとサポートねりま 所長
指定居宅サービス事業者等の職員	堀 洋子	ねりま社会福祉士会
	加藤 均	株式会社みんなのかいご 代表取締役
	鵜浦 乃里子	デイ・サービス太陽 管理者
	青木 伸吾	有限会社アオキトゥーワン 代表
学識経験者	師星 伺朗	練馬ケアマネジャー連絡会
	◎宮崎 牧子	大正大学 教授
	○吉賀 成子	帝京科学大学 教授

※◎：会長 ○：会長代理

※任期 3年間（平成30年7月1日～令和3年6月30日）

11 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき、3年を一つの計画期間として策定する計画である。また、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定する計画として、高齢者保健福祉計画がある。

区は、高齢者の保健福祉施策を総合的に推進するため、両計画を一体的な計画として、「練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定している。

平成29年度に第6期計画（27～29年度）の見直しを行い、第7期計画（30～32年度）を策定した。第7期計画では、平成30年4月の介護保険制度の改正を踏まえ、団塊の世代が全て後期高齢者となる令和7年を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立することを目標として、計画の理念や施策の方向性を明示している。

(1) 理念

- ① 高齢者の尊厳を大切にすること
- ② 高齢者の自立と自己決定を尊重すること
- ③ 高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進すること

(2) 目標

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立する。

(3) 施策

- ① 自立を支える介護予防と高齢者の社会参加の推進
- ② ひとり暮らし高齢者等を支える地域との協働の推進
- ③ 在宅で暮らし続けられる地域に密着したサービスの充実
- ④ 医療と介護の連携強化
- ⑤ 認知症高齢者への支援の充実
- ⑥ 自分にあった住まい・施設の選択と介護人材対策の推進